

福所江 二級水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「福所江 二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年佐賀豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、福所江流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、二級水系福所江流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 福所江流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための

対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を柱とした、「流域治水プロジェクト」策定と公表。

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

(4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 8 条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。

2 事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課、佐賀土木事務所に置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

本規約は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

福所江 二級水系流域治水協議会 名簿

佐賀市長

小城市長

気象庁 佐賀地方気象台長

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課長

佐賀県 農林水産部 農山村課長

佐賀県 農林水産部 佐賀中部農林事務所長

佐賀県 県土整備部 まちづくり課長

佐賀県 県土整備部 下水道課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 県土整備部 佐賀土木事務所長

福所江 二級水系流域治水協議会幹事会 名簿

佐賀市	建設部	都市戦略部	都市政策課	課長
佐賀市	建設部		河川砂防課	課長
佐賀市	建設部		南部建設事務所	所長
佐賀市	総務部		危機管理防災課	課長
佐賀市	農林水産部		農村環境課	課長
佐賀市	久保田支所		支所長	
小城市	建設部		建設課	課長
小城市	総務部		防災対策課	課長
小城市	産業部		農村整備課	課長
小城市	産業部		農林水産課	課長
小城市	建設部		都市計画課	課長
小城市	建設部		下水道課	課長
気象庁	佐賀地方気象台		防災管理官	
九州農政局	北部九州土地改良調査管理事務所		企画課長	
佐賀県	政策部（危機管理・報道局）		危機管理防災課	副課長
佐賀県	農林水産部		農山村課	副課長
佐賀県	農林水産部		農地整備課	副課長
佐賀県	農林水産部		佐賀中部農林事務所	副所長
佐賀県	県土整備部		まちづくり課	副課長
佐賀県	県土整備部		下水道課	副課長
佐賀県	県土整備部		河川砂防課	副課長
佐賀県	県土整備部		佐賀土木事務所	副所長